



妊婦のための支援給付事業

【目的】

妊娠による心身の負担に着目した事業であり、産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や子どもの保健・福祉の向上に寄与することを目的としています。

給付申請や支給の際に、相談支援や保健指導等を一体的に実施し、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備するとして、子ども・子育て支援法に位置付けられました。

また、児童福祉法において、妊婦等包括相談支援事業として伴走型相談支援を位置づけることで、妊娠時から出産・子育てまで一貫して寄り添い、情報発信や相談対応をするとともに、状況に応じて専門的・個別的な支援につなげ、より安心して出産・子育てができるようにすることがねらいです。

妊婦等包括 相談支援 事業

妊娠※1参照



妊娠8～10週前後

①面談（妊娠届出時）
▲アンケート（全員回答）

妊娠後期
（8か月前後）



妊娠28～31週前後

②（希望者のみ面談）
★アンケート（全員回答）

出産



出生～4か月前後

③面談（出生届出時または訪問時）
■アンケート（全員回答）

妊婦のための 支援給付

※申請者は妊産婦のみです。

【申請時期】
胎児の心拍を、医療機関で確認した後

妊婦支援給付金申請
1回目（現金5万円）

【申請時期】
出産予定日8週間前から

妊婦支援給付金申請
2回目（現金5万円）

※1 妊娠とは：この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊娠給付認定にかかる「妊娠」と定義していますので、胎児心拍確認後に、住民票がある市町村に申請を行うことができます。

<お問い合わせ>

甲斐市役所 健康増進課 母子保健係 本館1階①番窓口
TEL：055-278-1694 FAX：055-278-2046